

○第11回農薬専門調査会評価第二部会（非公開）

日時：平成23年10月14日（金）14：00～17：10

議事概要：

（1）トリフルラリン

- ・ 審議の結果、一日摂取許容量（ADI） $0.024\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。
- * 除草剤で、稲、キャベツ等に使用し、魚介類への残留基準の設定が要請されています。ポジティブリスト制度に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）トリフルミゾール

- ・ 継続審議となった。
- * 殺菌剤で、稲、きゅうり、トマト、りんご、もも、いちご等に使用し、魚介類への残留基準の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。